

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産：定額法によっている。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産については、旧定額法によっている。
- ・リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金：会計年度末に在籍する全職員（正職員）について、自己都合により退職したと仮定した場合の退職金要支給額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理方法

税込処理方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

(1) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度

(2) 青森県民間社会福祉事業職員共済制度

3. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（第一号の一様式、第二号の一様式、第三号の一様式）

(2) 事業区分別内訳表（第一号の二様式、第二号の二様式、第三号の二様式）

当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号の三様式、第二号の三様式、第三号の三様式）

当法人は、拠点区分が 1箇所であるため作成していない。

(4) 公益事業、収益事業における拠点区分別内訳表（第一号の三様式、第二号の三様式、第三号の三様式）

当法人では、公益事業、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

① 本部拠点区分（社会福祉事業）

- ア 法人運営事業
- イ 福祉活動専門員事業
- ウ 調査・研究事業
- エ 機関紙発行事業
- オ 社会福祉大会事業
- カ 部会活動事業
- キ 委員会活動事業
- ク ほのぼの交流協力員等設置事業
- ケ ほのぼの交流会開催事業
- コ 福祉安心電話サービス事業
- サ 心配ごと相談所事業
- シ 給食サービス事業
- ス ボランティア活動推進事業
- セ ボランティア推進校事業
- ソ 幼児と老人のふれあい事業
- タ 福祉作文事業
- チ 共同募金配分金事業
- ツ 訪問介護事業
- テ 居宅介護支援事業
- ト 障害福祉サービス事業
- ナ ハート生き活き事業
- ニ 家族介護者交流事業

ヌ 通所型介護予防事業
 ネ たすけあい資金貸付事業
 ノ 高額療養費資金貸付事業
 ハ 福祉基金運営事業
 ヒ 生活福祉資金貸付事業
 フ 地区敬老会助成事業
 ヘ ハートフルプラザ指定管理事業
 ホ いきいきシルバーバンク事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,000,000	0	0	1,000,000

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

固定資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輌運搬具	5,459,793	2,950,128	2,509,665
器具及び備品	2,355,750	2,355,733	17
有形リース資産	802,508	321,002	481,506
無形リース資産	1,964,762	785,904	1,178,858
合 計	10,582,813	6,412,767	4,170,046

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 平成28年度から社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）により、計算書類の様式等を変更している。

(2)リース取引に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

有形リース資産：訪問介護事業におけるパソコン3台及びそれらの関連機器である。

無形リース資産：訪問介護事業におけるパソコン運用に関するソフトウェアである。